

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年9月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）木沢地区	坂出市建設経済部産業課
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）善通寺地区	善通寺市建設農林部農林課
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）稲川地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）京田地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （揚水施設改修事業）谷地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）龍王谷池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）墓股地区	”